

参 考 資 料

○令和3年度一人当たり国保保険料（税）調定額	1
○医療費の動向	2
○医療保険制度の体系	3
○各保険者の比較	4
○市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（全国）	5
○市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（岡山県）	6
○令和5年度の国保財政	7
○制度別の財政の概要（令和2年度）	8

令和3年度一人当たり国保保険料(税)調定額(※1)(調定額順)

令和3(2021)年度被保険者数(全体=①+②)
366,066人

①40～64歳(介護保険第2号被保険者)除く(※2)
260,731人(71.2%)

②40～64歳(介護保険第2号被保険者)(※2)
105,335人(28.8%)

(医療分+後期分)

市町村	調定額(円)	順位
早島町	104,466	1位
高梁市	90,562	2位
岡山市	90,309	3位
総社市	89,954	4位
市町村平均	85,931	
新見市	85,911	5位
真庭市	85,720	6位
倉敷市	85,440	7位
井原市	84,847	8位
津山市	84,536	9位
瀬戸内市	83,903	10位
赤磐市	82,802	11位
備前市	82,679	12位
西粟倉村	80,825	13位
浅口市	80,294	14位
奈義町	80,249	15位
勝央町	80,071	16位
美咲町	79,321	17位
美作市	79,191	18位
笠岡市	78,692	19位
玉野市	76,327	20位
鏡野町	75,079	21位
矢掛町	72,743	22位
和気町	69,859	23位
吉備中央町	69,824	24位
里庄町	68,586	25位
久米南町	66,025	26位
新庄村	65,760	27位

(医療分+後期分+介護分)

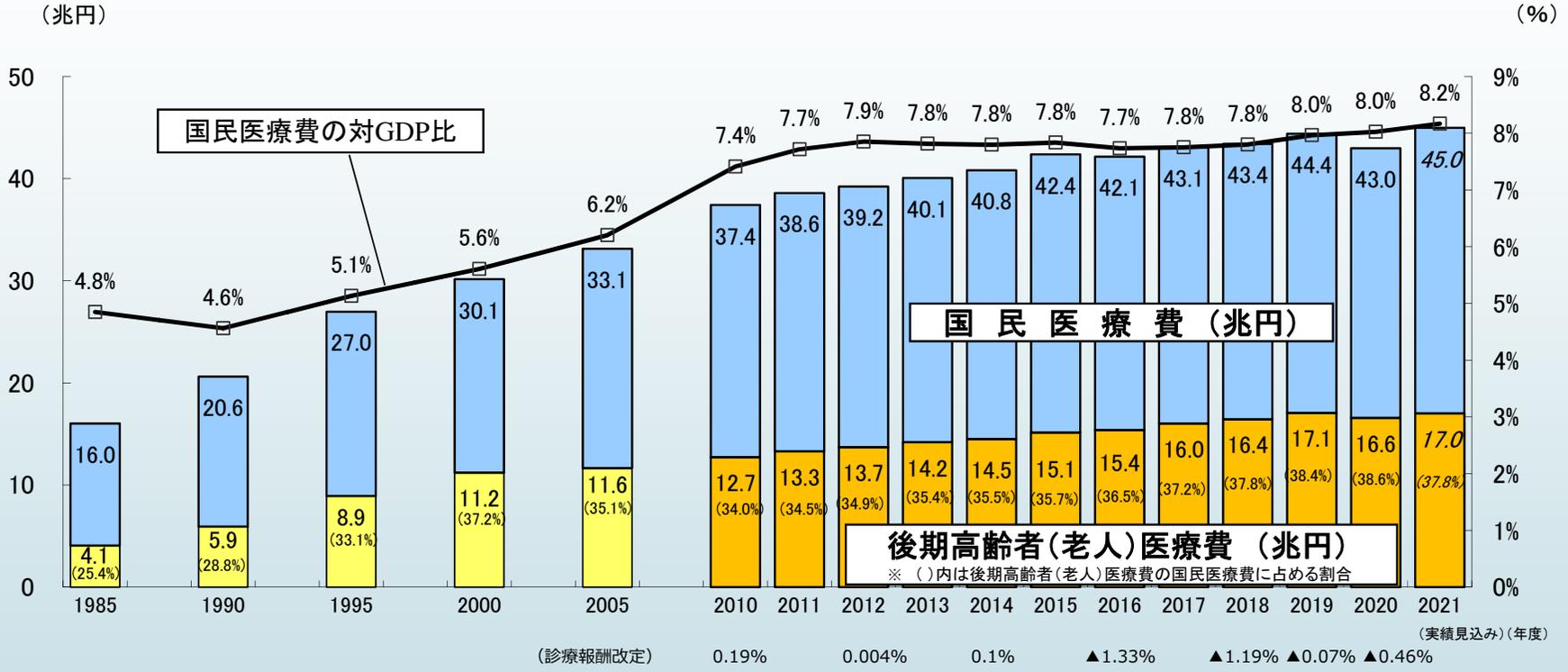
市町村	調定額(円)	順位
早島町	130,433	1位
高梁市	114,811	2位
岡山市	113,601	3位
総社市	113,539	4位
新見市	109,206	5位
真庭市	108,921	6位
市町村平均	108,074	
倉敷市	107,991	7位
瀬戸内市	107,065	8位
井原市	105,786	9位
西粟倉村	105,016	10位
津山市	104,798	11位
赤磐市	101,709	12位
浅口市	101,088	13位
備前市	100,814	14位
勝央町	100,290	15位
美作市	100,028	16位
美咲町	98,228	17位
奈義町	97,074	18位
笠岡市	97,073	19位
玉野市	95,439	20位
鏡野町	93,739	21位
里庄町	91,382	22位
吉備中央町	91,177	23位
矢掛町	90,509	24位
和気町	86,448	25位
久米南町	85,815	26位
新庄村	76,791	27位

(※1) 保険料(税)調定額とは、保険料(税)算定額から軽減額等を差し引いた、実際に被保険者に賦課される額のことをいう。

(※2) 40～64歳(介護保険第2号被保険者)の被保険者は、医療保険分と後期高齢者支援金分に、介護保険分を合わせて国保の保険料(税)として納める。それ以外の被保険者は、医療保険分と後期高齢者支援分を国保の保険料(税)として納める。(なお、65歳以上の被保険者は、介護保険料を別に納める。)

医療費の動向

厚生労働省資料

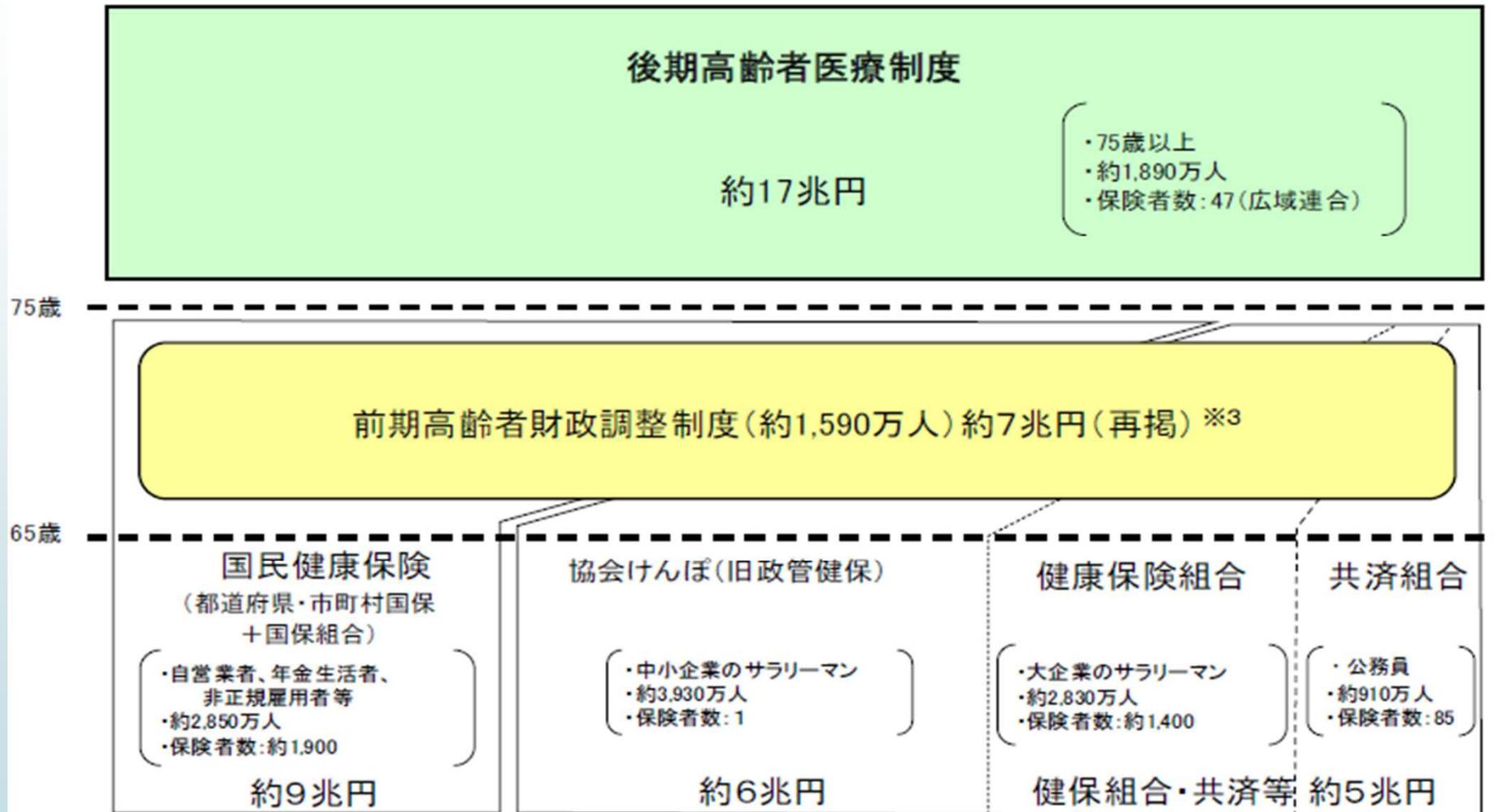


(主な制度改正) 2000年以降

- ・介護保険制度施行 (2000)
- ・高齢者1割負担導入 (2000)
- ・高齢者1割負担徹底 (2002)
- ・老人医療の対象年齢5年間で段階的引上げ (2002~2007)
- ・高齢者1割負担等 (2003)
- ・老人医療の対象年齢5年間で段階的引上げ (2002~2007)
- ・被用者本人・現役並み3割負担等 (2003)
- ・所得高齢者3割負担等 (2006)
- ・未就学児2割負担 (2008)
- ・70-74歳2割負担(※2) (2014)

医療保険制度の体系

厚生労働省資料



※1 加入者数・保険者数、金額(給付費)は、令和4年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、法第3条第2項被保険者(対象者約2万人)、船員保険(対象者約10万人)、経過措置として退職者医療がある。

※3 前期高齢者数(約1,590万人)の内訳は、国保約1,170万人、協会けんぽ約310万人、健保組合約100万人、共済組合約20万人。

各保険者の比較

厚生労働省資料

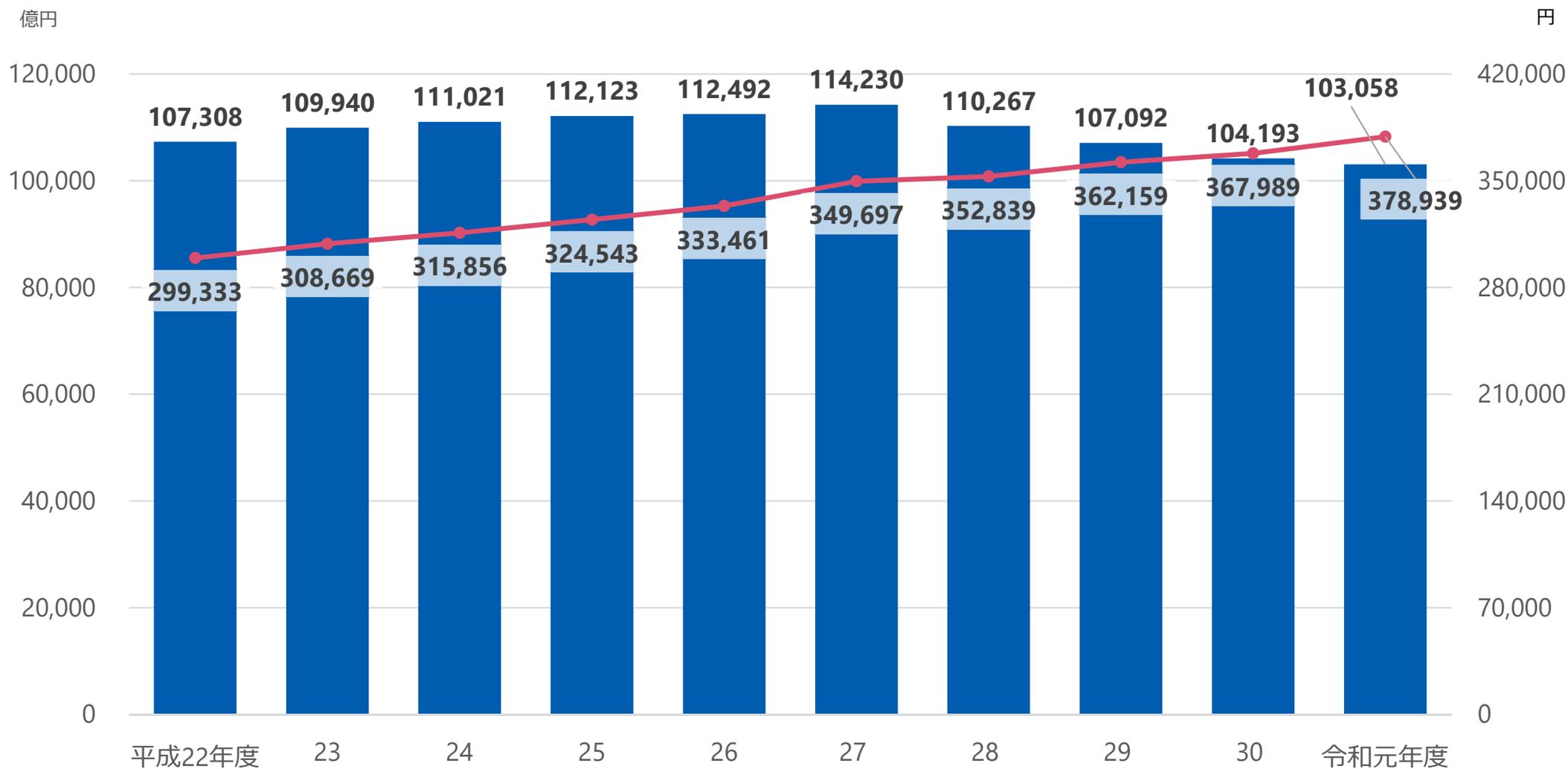
	市町村国保	国保組合	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (令和2年3月末)	1,716	162	1	1,388	85	47
加入者数 (令和2年3月末)	2,660万人 (1,733万世帯)	273万人	4,044万人 (被保険者2,479万人 被扶養者1,565万人)	2,884万人 (被保険者1,635万人 被扶養者1,249万人)	854万人 (被保険者456万人 被扶養者398万人)	1,803万人
加入者平均年齢 (令和元年度)	53.6歳	40.0歳	38.1歳	35.2歳	32.9歳	82.5歳
加入者一人当たり 医療費(令和元年度)	37.9万円	20.2万円	18.6万円	16.4万円	16.3万円	95.4万円
加入者一人当たり 平均所得(※1) (令和元年度)	86万円 (一世帯当たり 133万円)	393万円 (一世帯当たり(※2) 773万円)	159万円 (一世帯当たり(※3) 260万円)	227万円 (一世帯当たり(※3) 400万円)	248万円 (一世帯当たり(※3) 462万円)	86万円
加入者一人当たりの 保険料の賦課対象 となる額(令和元年度)	70万円(※4) (一世帯当たり 107万円)	—(※5)	240万円(※6) (一世帯当たり(※3) 392万円)	322万円(※6) (一世帯当たり(※3) 567万円)	346万円(※6) (一世帯当たり(※3) 645万円)	71万円(※4)
加入者一人当たり 平均保険料 (令和元年度)(※7) <事業主負担込>	8.9万円 (一世帯当たり 13.8万円)	18.0万円	11.9万円<23.8万円> (被保険者一人当たり 19.5万円<38.9万円>)	13.2万円<28.9万円> (被保険者一人当たり 23.2万円<50.8万円>)	14.4万円<28.8万円> (被保険者一人当たり 26.8万円<53.6万円>)	7.2万円
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の35% (※8)	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への 補助	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※9) (令和4年度予算案ベース)	4兆3,034億円 (国3兆1,115億円)	2,379億円 (全額国費)	1兆2,360億円 (全額国費)	725億円 (全額国費)		8兆5,885億円 (国5兆4,653億円)

- (※1) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離課税所得金額」を加えたものを加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)
- 国保組合については、「市町村民税課税標準額(総所得金額等から基礎控除のほか所得控除(扶養控除、配偶者控除等)を控除した金額)」に、「基礎控除」と「基礎控除を除く所得控除(扶養控除、配偶者控除等)」(総務省「平成29年度市町村民税課税状況等の調査」による「給与所得及び営業所得を受給する納税者の課税標準額」の段階別の所得控除額(基礎控除を除く)を納税義務者数で除したものを使用して試算した額)を足した参考値である。
- 協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。
- (※2) 一世帯当たりの額は加入者一人当たりの額に平均世帯人数を乗じたものである。(※3) 被保険者一人当たりの金額を指す。
- (※4) 旧ただし書き方式による課税標準額(保険料の算定基礎)。旧ただし書き方式は、後期高齢者医療制度や多くの市町村国保の保険料の算定基礎を計算する際に用いられている方式で、(※1)から基礎控除を差し引いたものである。
- (※5) 国保組合ごとに所得の算出方法や保険料の計算方法が大きく異なるため、記載しない。平成30年度所得調査結果における業種別の市町村民税課税標準額は、医師国保717万円、歯科医師国保236万円、薬剤師国保263万円、一般業種国保163万円、建設関係国保99万円。全体の平均額は、各組合の被保険者数を勘案して算定した額であり、262万円となっている。
- (※6) 標準報酬総額を加入者数で割ったものである。
- (※7) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。
- (※8) 令和4年度予算案ベースにおける平均値。(※9) 介護納付金、特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（全国）

厚生労働省資料

- 市町村国保の医療費は平成28年度以降減少し、令和元年度には10兆3,058億円となっている。
- 一人当たり医療費は継続して増加しており、令和元年度には378,939円となっている。

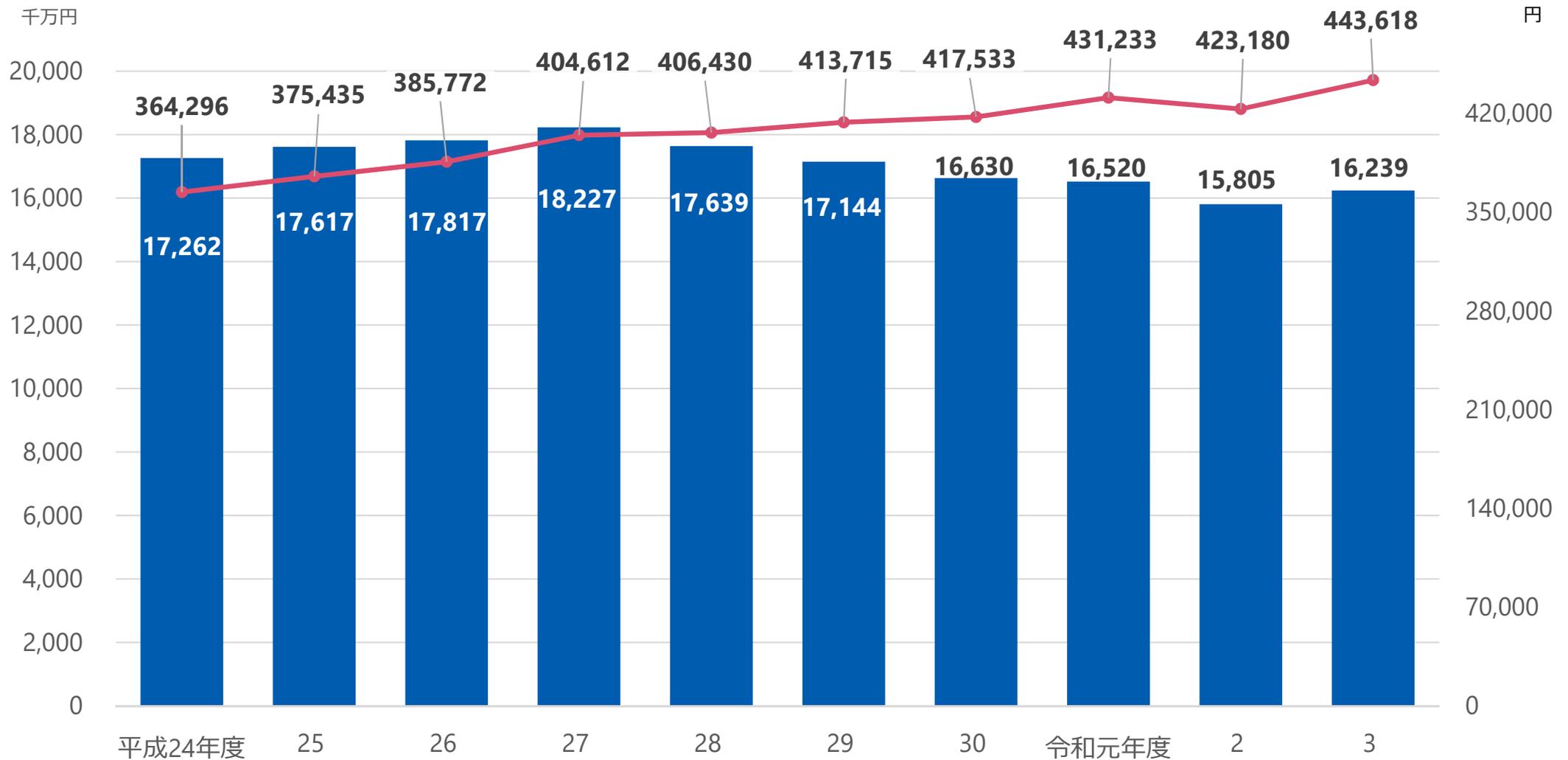


(資料) 厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」
 (注) 3月～2月診療ベース

■ 医療費 ● 一人当たり医療費

市町村国保の医療費及び一人当たり医療費の推移（岡山県）

- 市町村国保（岡山県）の医療費は平成28年度以降減少し、令和3年度には約1,624億円となっている。
- 一人当たり医療費は継続して増加しており、令和3年度には443,618円となっている。



(資料) 岡山県「国民健康保険事業状況」
(注) 3月～2月診療ベース

■ 医療費 ● 一人当たり医療費

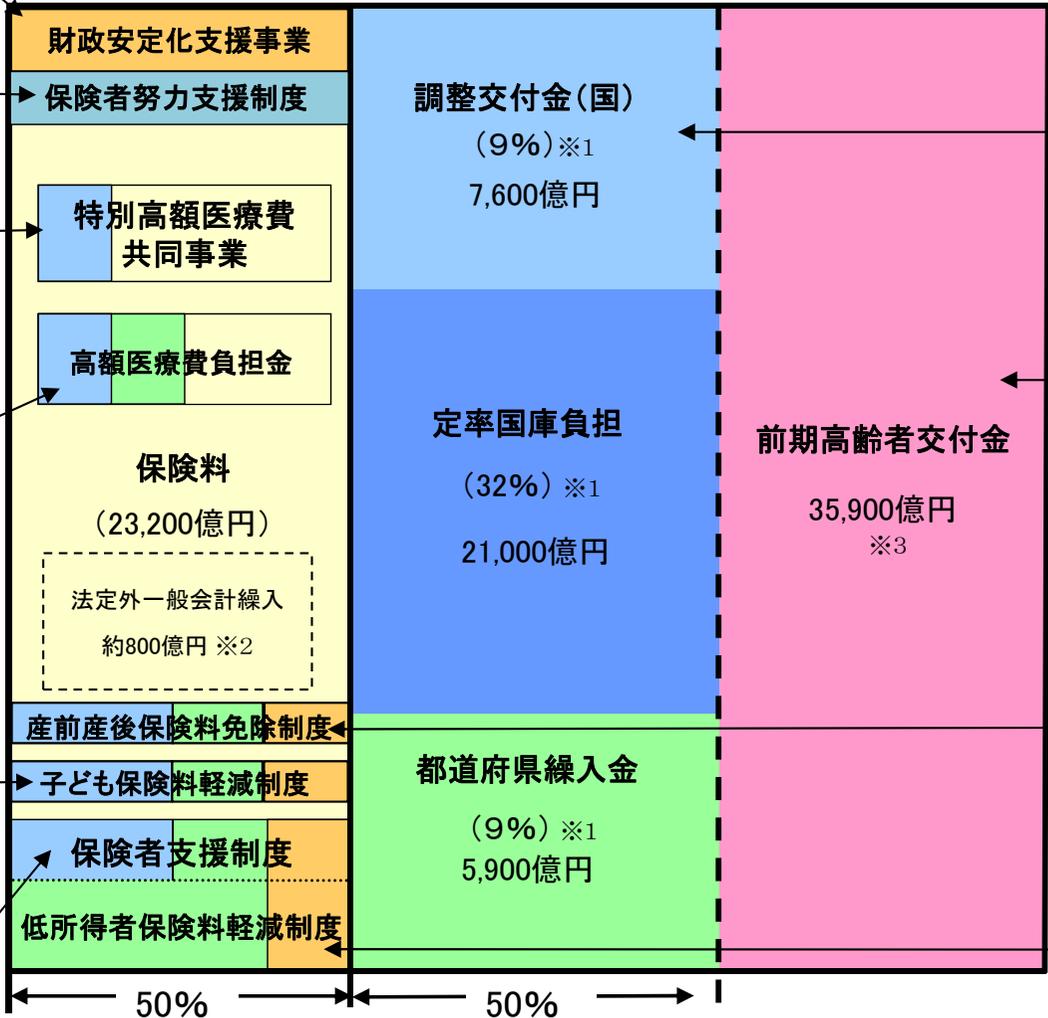
100億円
単位

令和5年度の国保財政

(令和5年度予算ベース) 厚生労働省資料

医療給付費等総額： 約105,000億円

- 市町村への地方財政措置：1,000億円
- 保険者努力支援制度**
 - 都道府県・市町村の医療費適正化、予防・健康づくり等の取組状況に応じ支援。 予算額：約1,200億円
- 特別高額医療費共同事業**
 - 著しく高額な医療費(1件420万円超)について、都道府県からの拠出金を財源に全国で費用負担を調整。国は予算の範囲内で一部を負担。 国庫補助額：60億円
- 高額医療費負担金**
 - 高額な医療費(1件80万円超)の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国と都道府県が高額医療費の1/4ずつを負担。 事業規模：4,000億円、国庫補助額：1,000億円
- 子ども保険料軽減制度**
 - 未就学児に係る均等割保険料について保険料額の5割を公費で支援。 事業規模：80億円、国庫補助額：40億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 保険者支援制度**
 - 低所得者数に応じ、保険料額の一定割合を公費で支援。 事業規模：2,700億円、国庫補助額：1,300億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)



- 調整交付金(国)**
 - 普通調整交付金(7%) 都道府県間の財政力の不均衡を調整するために交付。
 - 特別調整交付金(2%) 画一的な測定方法によって、措置できない都道府県・市町村の特別の事情(災害等)を考慮して交付。
- 前期高齢者交付金**
 - 国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を、各保険者の加入者数に応じて調整。
- 産前産後保険料免除制度**
 - 出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の均等割保険料及び所得割保険料を公費で支援。 事業規模：4億円、国庫補助額：2億円 (国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)
- 低所得者保険料軽減制度**
 - 低所得者の保険料軽減分を公費で支援。 事業規模：4,300億円 (都道府県 3/4、市町村 1/4)
- 公費負担額**

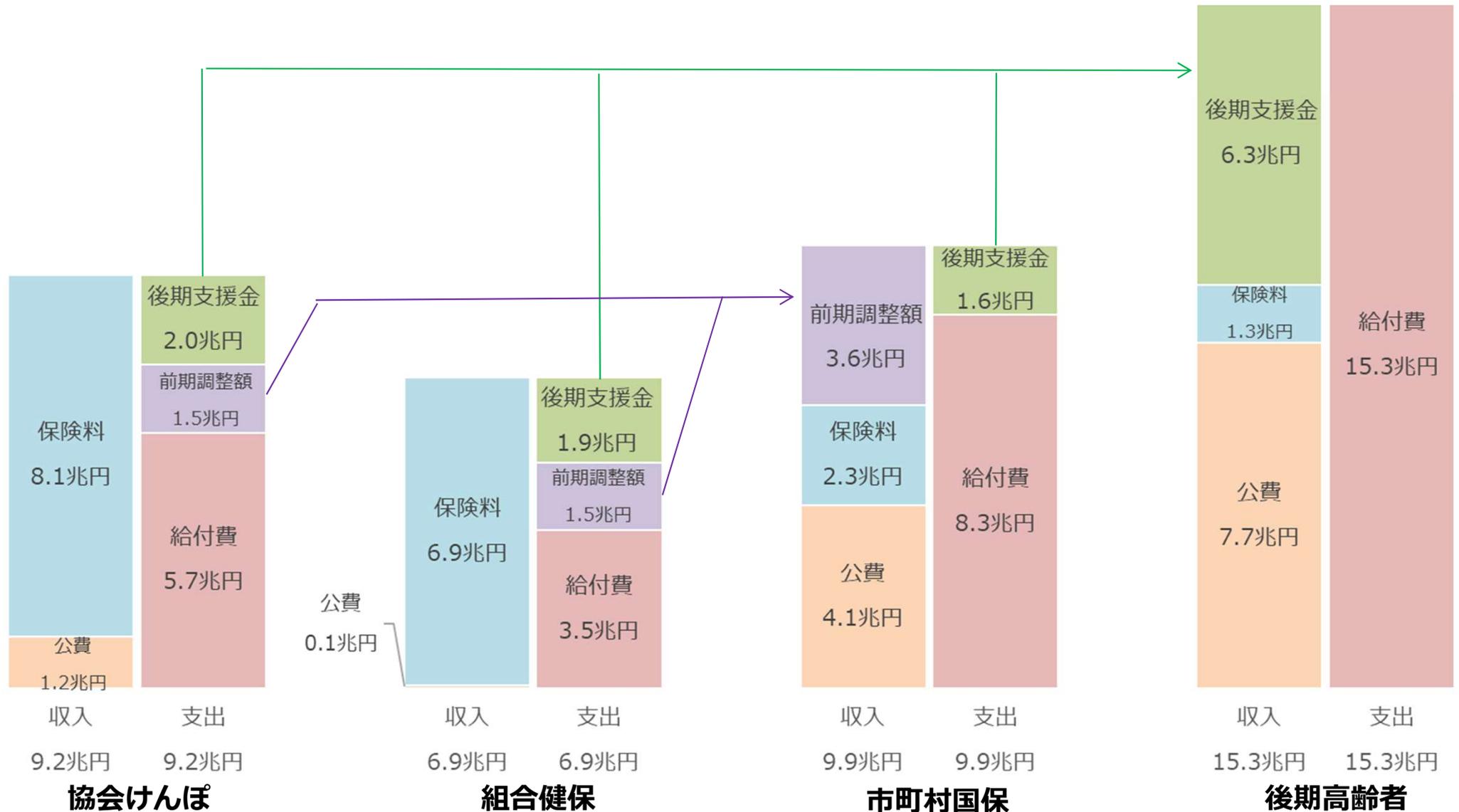
44,900億円

国計	32,300億円
都道府県計	10,800億円
市町村計	1,800億円

※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 令和2年度決算における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる

制度別の財政の概要（令和2年度）

医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどによる財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みとなっています（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担しています。（後期支援金）



注1 前期調整額及び後期支援金の拠出側の合計と交付側の金額が一致しないのは、表示されていない他制度（共済組合など）があるため。

注2 「前期調整額」には、退職拠出金も含む。また、市町村国保の後期高齢者支援金に係る前期調整額は、「収入」の「前期調整額」に含めており、「支出」の「後期支援金」には調整前の金額を記載している。